



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

令和元年10月1日より

広島県最低賃金が改正されます

1時間当たり 27 円上がりました。お気を付け下さい！

令和元年 9 月 30 日まで

令和元年 10 月 1 日より

時間額 844 円 → 時間額 871 円

最低賃金に参入しない賃金

①精皆勤手当、通勤手当、家族手当

②時間外、休日および深夜の割増賃金

労働保険事務組合 鯉城経営者協会からのお知らせ

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭ったとき必要な保険給付を行うなど、職場の皆さんが安心して働けるように作られた保険制度です。

正社員、パート、アルバイトなど労働者を1人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられていますが、国の「労働保険未手続事業一掃対策」により、再三の加入勧奨を行っても労働保険に加入しない事業主は、職権による強制加入手続きが行われることがあります。また、労災事故が未加入中に発生して労災給付が行われた場合、労働保険料をさかのぼって納めるほかに、労災給付に要した費用についても徴収されることになります。

まだ手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きが必要です。

ひとりでも労働者を雇ったら、
労働保険に入る義務があります！

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。

実務に活かす！ 職場のメンタルヘルス

◇近年、職場におけるメンタルヘルスケアの重要性は高まっており、労働者本人による自己管理とともに、使用者においては労働者の心身の健康への配慮が、より求められております。
◇本セミナーでは、職場でのメンタルヘルス不調の予防、使用者の責任（安全配慮義務）、労災補償制度などについて、分かりやすく講演します。

参加
無料

日時 令和元年 10月23日(水) 定員 200名(先着順)
13:30~16:30(受付は13:00~)

会場 広島 YMCA 本館地下1F 国際文化ホール(広島市中区八丁堀7-11)

基調講演(13:30~)

講師 原 昌登氏

中央労働委員会東日本区域
地方調整委員会副委員長、
成蹊大学法学部教授

東北大学法学部卒業。東北大学助手等を経て現職。厚生労働省労使関係法研究会委員、厚生労働省「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」委員などを務める。



パネルディスカッション(15:00~)

実際の労働トラブルの解決事例をもとに、対応を議論します

パネリスト

山川 和義氏(広島県労働委員会公益委員、広島大学大学院法務研究科教授)

佐藤 真奈美氏(広島弁護士会 弁護士)

佐々木 直美氏(広島県社会保険労務士会 特定社会保険労務士)

基調講演に引き続き、原 昌登氏にはコーディネーターとして参加いただきます

主催 中央労働委員会、労働紛争解決ネット広島

(広島労働局、日本司法支援センター広島地方事務所、広島県商工労働局、広島県労働委員会、社労士会労働紛争解決センター広島、広島弁護士会)

協賛 鳥取県労働委員会、島根県労働委員会、岡山県労働委員会、山口県労働委員会

問合わせ 広島県労働委員会事務局 TEL:082-513-5162 FAX:082-228-2075 労使関係セミナー 広島

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouinkai/31semina.html>

参加申込書

以下の内容をご記入いただき、本用紙をそのままFAXで送信してください。
(FAX申込みが無理な場合は、電話でも受け付けますのでお気軽にお電話ください。)

参加申込み完了の返信は致しません。当日はこの「参加申込書」をご持参ください。
定員に達した場合はその時点で受付を終了し、申込みに漏れた方にのみご連絡を申し上げます。

企業・団体名					担当者氏名		
連絡先	TEL	()	—	FAX	()	—	
参加者	氏名	役職		氏名	役職		
	氏名	役職		氏名	役職		

※参加申込書の個人情報は、本セミナーに関してのみ使用し、他の目的には一切使用しません。

番号はお間違えないようご注意ください。

FAX 082-228-2075